

大刀洗町告示第7号

平成28年第3回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年2月22日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成28年3月3日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎	黒木 徳勝
森田 勝典	林 威範
平田 利治	松熊武比古
長野 正明	平田 康雄
高橋 直也	平山 賢治
花等 順子	山内 剛

○応招しなかった議員

平成28年 第3回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成28年3月3日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年3月3日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について

日程第5 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第6 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第7 承認第1号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第1号 大刀洗町行政不服審査会条例の制定について

日程第9 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて

日程第10 議案第3号 大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第4号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第12 議案第5号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第13 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第14 議案第7号 大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第8号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 日程第16 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第13号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第14号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第15号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第16号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第17号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第18号 平成28年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第26 議案第19号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第20号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第21号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第29 議案第22号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①陳情の報告
- ②検査結果の報告
- ③委員会所管事務調査の報告
- (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第7 承認第1号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 大刀洗町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第9 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 日程第10 議案第3号 大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第12 議案第5号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第13 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第16 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第17 議案第10号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃

止する条例の制定について

- 日程第19 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第13号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第14号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第15号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第16号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第17号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第18号 平成28年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第26 議案第19号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第20号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第21号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第29 議案第22号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	須山りつ子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	矢野 孝一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	総務係長	……………	堀内 智史
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	秋吉 淑子

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は12人です。ただいまから、平成28年第3回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、平田利治議員、6番、松熊武比古議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。よろしくお願いいたします。

3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、平成28年2月25日午前9時30分から協議室において開催し、出席委員5名です。議会から山内議長及び執行部から大浦総務課長の出席を得て協議いたしました。

お手元に配付しております会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議した結果、本定例会の会期は、平成28年3月3日木曜から23日水曜日までの21日間と決定いたしました。

会期21日間の内容は次のとおりでございます。

まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきます。そして、終了後、全員協議会を開催いたします。

各会計の予算認定については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、8日、9日、10日、14日に審議していただきます。

なお、8日は本会議を再開し、議案5号と13号から17号の6本の議案を議決していただきます。終了後、予算特別委員会をいたします。

4日金曜から7日まで休会といたします。

1 1日から1 3日までは休会といたします。

1 5日から1 6日までは休会といたします。

1 8日は休会といたします。

1 9日、本会議を開催し、一般質問をさせていただきます。

2 0日から2 2日までは休会といたします。

2 3日は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

失礼しました。私、1 7日の全員協議会、これは発言いたしましたでしょうか。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営が滞りなく行われますようお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月23日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

なお、監査委員より、平成27年11月末日、12月末日、平成28年1月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付をいたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員会委員長の安丸眞一郎です。委員会活動について御報告いたします。

障害を持つ方たちが、高校を卒業後に行き場がないという厳しい現実がある中、行政と福祉施設が一体となって、16年前に志免町の志免南小学校の空き教室を利用して開所された作業所「ふれあいの部屋」をはじめ、社会福祉法人柚の木福祉会が運営する施設を2月10日視察しました。

ふれあいの部屋では、8名の障害を持つ方々が利用されており、中休み時間になると廊下続きの隣の教室から1年生が遊びにきて、折り紙や牛乳パックを使った紙すきなど利用者の方に教え

てもらいながら一緒に取り組んでいました。また、ふれあいの部屋利用者も、学校の遠足や運動会などの行事にも参加しているとのことで、当たり前のように生活空間をともにする心のバリアフリーを目の当たりにしたところでした。

このような障害を持つ方々と子供たちが触れ合う取り組みが評価され、昨年、グッドデザインベスト100と未来づくりデザイン賞をダブル受賞したとのことです。

ふれあいの部屋を視察の後、就労継続支援B型作業所、福祉創造塾柚の木学園と福岡市初の一般就労施設として平成17年にオープンした福岡市西区にある就労継続支援A型作業所レストランゆずのきを視察するとともに、食べるボランティアとして昼食をしたところです。レストランゆずのきは、41名の障害を持つ方々がレストランのスタッフとして接客、調理などを担当し、明るく働いておられました。

同法人の白谷理事長によりますと、初めのうちは、うつむき気味で声も小さかったけれど、日々の仕事を通して成長したとのことでした。また、ここだけにとどまらず、例えば、ホテルオークラなどのスタッフとして雇用していただけるようになることを目指して、冷たいようだが、後々のことを考えて、訓練として鍛えて送り出したいとも言われておりました。

意見交換の中で、「大刀洗町も作業所ができればというニーズも多いが、足がかりは。」との質問に対して、理事長は、中心になる人が要る、それと、周囲への啓発と理解のための仕組みづくり、中心になる人をサポートする仕組みを行政なり議会がつくらないといけない。大事なのは、核となる人であり、金ではないと強調されておりました。

委員会では、今後、町内の福祉施設について調査、研究を進めることとしております。

以上で報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。建設経済委員長の黒木徳勝です。

今後の視察の研修の報告をいたしたいと思えます。

期日は、28年の2月の9日に10時から12時まで、場所につきましては、小郡市役所におきまして、小郡市の都市計画道路についての説明の研修を行ったところでございます。まず、研修の内容につきましては、小郡市の都市計画道路の概要なり、小郡市における都市計画の道路整備の経過、それと、3番目に今後の整備の方向性、4番目に都市計画道路整備の一般的な手順のスケジュールというふうなことで、以上の4点を、道路建設課の課長以下3人の係長さんから詳細に説明がありまして、やはり、この都市計画道路につきましては、小郡市におきましては、全路線が約5万1,000メートル、整備済み区間が2万7,000メートル、整備率が約52.5%というふうな説明を受けたところでございます。

これに対しまして、大刀洗町も都市計画道路がありますけれども、この道路についてはまだ計

画は全然しておりませんので、今後このようなものを、大刀洗町としても、将来やはり計画をすべきだというふうな方向性を聞きまして、まず、1年目が要望路線の決定、2年目が県と事前協議、それと、予備設計等の委託費、それと、3年目が概要の要望と、4年目になりますと、それから、事業開始をいたしまして約5年間というふうなことで、最終的には、やはり8年を目標にこの道路を計画するというふうな説明を受けたところでございます。

こういうことを受けまして、今、大刀洗町と小郡市との関連道路につきましては、本郷基山線がちょうど高架になりまして、大刀洗町もこの交通が非常に多くなっております。そのようなものを今後、やはり町としても将来計画的にすべきではなかろうかというふうなこと等もその中で検討したところでございます。

そして、午後からは、今度は小石原ダムの視察にいきまして、朝倉市の上秋月の独立行政法人水資源機構に行きまして、そこの副所長さん、または総務課長さんより、小石原ダムの目的なり、事業の概要、経過、事業費、現在27年度の事業概要、それと、補償関係の進捗状況、ダムの進捗状況等を説明を受けまして、一応現地に行きまして、このダムの形式はロックフィルダムというふうなことで、堤防の高さが139メートルと堤防の延長は533メートルと、総貯水量は約4万立方メートル、そして、江川と寺内ダムの合わせた流量と変わらないくらいのダムの総貯水量になります。それで、これができますと、九州で一番というふうなことで、全国で8番というふうなことの説明があったところでございます。

そして、2カ所の現場に行きまして、ちょうど小石原ダムの利水放流トンネルを見まして、そのトンネルの太さにはちょっとびっくりしたようなことでございます。約200メートルのトンネル工事があっておりますけれども、その200メートルの予算が約12億というふうなことで、その現場を視察したところでございます。

そして、帰ってきまして、現在の内容等を若干説明したいと思えます。

これは、平成4年から始まりまして、平成31年度で完了するというふうな計画でありまして、現在、27年度まで含めて約27%の進捗率ということで、今から先が、28年度以降の工事が約1,345億円というふうなことで、まだ73%残っておる事業であります。まず31年度までの完了ということでございますけれども、これはどうかということについてはちょっと疑問を持ったところでございます。家屋につきましては、大体36世帯で100%の完了移転が終わっております。用地取得につきましては、約257.8ヘクタールというふうなことで、約88%というふうなことの内容でございます。

それで、今、大山ダムの負担金が大刀洗町も出しております。これと同等の、その工事が約1,000億円ですから、その倍の金額でございますので、完了した後については、大刀洗町についてもこの負担金が増加になるであろうというふうなことで、視察を終えたところでございま

す。そして、帰ってきて反省をいたしまして、その反省会の報告をしながら、今後の建設経済委員会の方向づけをしたいというふうなことを考えております。

以上で委員会の報告といたします。

○議長（山内 剛） 次に、議会運営委員会、森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 議会運営委員長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会モニターと議会運営委員会の意見交換会ということで、平成28年2月27日午前9時半から意見交換会を行いました。出席者は、議会モニター6名中、1名が欠席で5名でありました。それと、議会運営委員会は議長を含め6名です。議題が大まかに3つ分けて意見を交換いたしました。

まずは、議会の傍聴についてでございます。議会の傍聴についてはどういうふうな意見が出たかと申しますと、自分1人だというのが非常に恥ずかしいと。ネット配信になれば便利になると思うが、やはり生で見るほうが有意義と思いますということです。それから、議案審議の日は、一般質問と違って興味深い部分もありました。それから、傍聴者のアンケートは生かされておりますかということです。それと、一般質問の情報は、議員間では共有してないか等々、相当いろいろ意見がありましたが、大体主なのはこういうふうに上げております。

それから、議会広報につきましては、紙面はフルカラーでなくてもいいのではないかという御意見も出ています。予算がそれほど変わらなければいいけどということでございます。それと、裏表紙の住民の声、これは住民が出てくるように、双方向性の紙面づくりがよいということをおっしゃっていました。また、同じカラーの話ですけど、カラーは色を使い過ぎると非常に紙面が見づらいということでしょう、ちかちかするということでございます。それから、議会報告会は、自分の声が反映するなら行こうと思う、住民に響く言葉、企画が欲しいということです。それから、年配の参加者が非常に多いので発言しにくいと。これは恐らく若い方でしょうね。若い人は何らかのオプションがなければ行かないと。例えば、子育て、食育、セミナーのついでに意見を聞いたらどうかということでございます。そして、最後には、報告会ではなく、団体との懇談が有効と思うと、こういうふうな意見が出ております。

こういうことをいろいろ聞きまして、議運のほうとして簡単にまとめたものが、傍聴が敷居が高く寄りつきづらいとの声が多かった、傍聴アンケートに基づく改善を図る、それから、議会モニター、民生委員と懇談したが、いただいた意見をどう共有してお返しするかが大事、議会報告会のあり方を考えると。そして、アンケート結果など、議会情報をモニターと共有すべきで、モニターとの連携を密に、議会全体の責務と議員個人の活動の仕分けをしっかりと、議員間で、議会基本条例学習が必要ではないか、ということをもとめております。

今、ある御説明申しましたけど、最終的には、この意見交換会の提言を全議員で共有し、今後の議会運営にしっかり反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 次に、議会改革特別委員会、長野正明委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会改革特別委員長（長野 正明） おはようございます。議会改革特別委員会の委員長の長野でございます。去る2月18日、全議員で熊本県御船町議会へ議会の活性化について研修を行ったところであります。

御船町議会の取り組みで特筆すべきことは、会期が1年間の通年議会が実施をされているということで、議会の招集は議長が行い、その利点としていつでも本会議が開会でき、その結果、専決処分がなくなり、住民からの請願、陳情もすばやく対応でき、議会機能が発揮できるということである。反面、町の職員の負担が多くなったということでもあります。

また、議員の資質向上のため、議会アドバイザーを外部の有識者に依頼をし、独自に研修等を実施しているということと、政務活動費を制度化したということでもあります。政務活動費については賛否両論ありますけども、議員定数を16から14に減らすことにあわせて制度化したということでもあります。議員の中にも、政務活動費については反対という議員さんがおられる中で、一切使われない議員さんもあるということでありました。

それと、議員報酬についてですけども、議員報酬は生活給とは違いますけども、町村議会の今の待遇では子育て世代からの議員さんがなかなか出れないと。本来、議会はいろんな世代によって構成されるべきである、そういった意見と、議員定数とあわせて意見交換を行ったところであります。

大刀洗町議会でも、議会報告会等も今度また計画してありますけども、機会あるごとに、住民の皆さんとともに、こういったことについて議論をしていくべきであると考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（山内 剛） これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成28年第3回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

まず、本年1月の町長選挙改選に当たりましては、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の暖かい御支援と御厚情により、無投票再選の栄を賜り、心から感謝とお礼を申し上げる次第であり

ます。

地方の存続さえ危ぶまれる多難な時期に、再度町政の重責を担うことになりましたことは、身が引き締まる思いであります。今後とも、変化と失敗を恐れず、挑戦し続け、町民の皆様に「大刀洗町に住み続けたい、住んでよかった」と思っただけのまちづくりを目指して、全身全霊を傾注する所存でありますので、議員の皆様方、住民の皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げる次第であります。

さて、年明け以降、世界的な株安など金融市場が混乱し、米中など海外経済の不安が拡大する中、安倍政権の経済政策「アベノミクス」は正念場を迎えており、新たな景気対策を求める声が高まっております。一方、日銀はマイナス金利政策を開始し、円安・株高の進行を後押しするとの狙いですが、将来不安が高まり、家計防衛のため、買い控えなど景気悪化につながるのではとの懸念もあり、今後、私たちの暮らしをはじめ、経済全体への影響を注視してまいりたいと考えております。

さて、平成27年度も残すところわずかとなりましたが、本年度は町制施行60周年記念式典をはじめ、今村天主堂の国重要文化財指定など喜ばしい年となりました。また、長年の懸案事項であった高樋地区の西部工業用地について、全区画が全て完売となり、地域の雇用や税収増につながるものと期待をしております。さらに、国道322号線のバイパス整備についても今年度事業化が承認され、事業が大きく動き出す始動の年となりました。

本年度予定しております諸事業、諸施策も計画どおり順調に進捗しているところであり、道路改修工事をはじめ、町立図書館改修や定住促進住宅「スカイラーク菊池」の工事も無事完了の見込みであります。町立図書館につきましては、先月工事も終わり、4月末オープンに向け準備を進めているところでございます。

次に、平成28年度大刀洗町一般会計予算につきましては、総額60億4,500万円で、前年度当初予算に対し1億2,000万円、率にして2%の減となっております。

28年度予算編成に当たりましては、歳出における義務的経費を除く経常経費についてはゼロシーリングとし、26年度から実施しているサマーレビューでは、全ての補助金を対象に検証を行い、28年度予算に反映させております。

さて、歳入であります。税収については個人町民税・固定資産税の増により、町税全体で0.9%増の13億8,236万円を見込んでいます。

一方、地方消費税交付金については、消費税率改定により3,750万円の増の2億3,000万円、地方交付税は来年度の地方財政計画を考慮し、前年比3,000万円の減の18億3,000万円を見込んでいます。また、町債については約3億円を見込んでいます。

次に歳出であります。義務的経費のうち、人件費は1.3%の減、扶助費は新たな臨時福祉

給付金や保育園関連・障害者関連経費の増加により、前年比19.8%の増、公債費につきましても庁舎耐震改修関連の返済開始により5.6%の増となっております。

また、普通建設事業は、定住促進住宅建築工事、図書館改修工事が終了したことにより、約40%の減となっております。

それでは、平成28年度に取り組む主な事務事業につきまして、各課ごとに説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務課でございます。ことし7月に参議院議員通常選挙が予定されており、今回の選挙より18歳・19歳の新たな有権者が加わることとなります。このため、制度改革による不具合等が生じないよう細心の注意を払い、正確かつ迅速な選挙事務の執行に努めてまいりたいと考えております。また、3年目となります住民協議会についても、新たに50名の方に委員に就任していただき、2テーマについて実施する予定であり、なお一層、住民と行政との協働のまちづくりを推進してまいります。

次に、財政面では、平成27年度より「公共施設等総合管理計画」の検討に着手し、本年秋ごろの策定を予定しています。この計画は、公共施設、学校施設などの老朽化の度合いや利用状況を把握し、将来の大規模改修、建築費などの試算を行うものです。今後はこの計画を活用し、施設の長寿命化や将来的な財政負担の軽減及び平準化を図ってまいります。

次に、地域振興課でございます。

昨年末、地方創生の総合戦略である「よかまち創生プロジェクト」を策定しました。来年度は、その本格始動の年でありますので、関連する施策を新規事業として提案しております。

また、現在建設中の定住促進住宅「スカイラーク菊池」については、おかげをもちまして好評をいただき、町外世帯を中心に入居者も順調に決定し、4月入居に向け順調に工事等進捗しております。さらなる定住促進のため、新たな建設予定地の確保など、今後も事業推進を図ってまいります。

消防関連としまして、本部分団、校区分団を合せて5つの組織がありますが、本年も活動の充実と組織体制の強化を図ります。

また、大刀洗斎場ふるさとにつきましては、オープンより3年となりますが、本年度、指定管理者である「株式会社たちあらい」より1,500万円の寄附が見込まれており、一定の成果を得ることができました。28年度についても引き続き、適正な管理運営を図りたいと思います。

次に、税務課でございます。

町の自主財源であります町税につきましては、適正課税に努めるとともに、コンビニエンスでの収納委託など、納税者の利便性及び自主納付の意識向上を図ってまいります。また、滞納者に対する徴収業務を強化して、安定税収の確保を図ってまいります。

次に住民課でございます。

住民のサービスの向上を図るため、総合窓口を開設し、戸籍や住民票などの交付のほか、納税証明・耕作証明などの各種証明書の発行を行っております。今後とも職員研修を重ね、窓口サービスに重要な業務知識、接客意識の向上に努めてまいります。また、昨年に番号法が施行され、マイナンバーカード交付が始まり、窓口交付におきましても、本人確認の徹底に努め適正かつ円滑な交付事務を行ってまいります。

次に、住民生活に密着したごみ問題については、総務文教厚生委員会や住民協議会からの御提言も参考にしながら、ごみの減量化、リサイクル推進への取り組みを進めていくとともに、生ごみ減量化に向けて、引き続き生ごみ処理機及びコンポストへの助成事業も実施してまいります。

次に健康福祉課でございます。

まず、介護予防事業でございますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、介護保険制度が改正され、現在、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めています。今後は、生活支援体制整備事業の推進や認知症施策の充実、新しい総合事業への移行などに向けてさらに取り組みを推進してまいりたいと考えています。

また、運動機能向上のためのアップアップ（UPUP）教室や、校区センターでの健康教室、さらに、平成27年度より実施しております分館での運動体操のさらなる充実に取り組みます。このような取り組みが高齢者の健康づくりの意識を高め、集う場づくり、居場所づくりにもつながればと期待しております。

次に、障害者自立支援事業でございますが、障害者福祉計画、障害福祉計画に基づき地域生活支援の充実を図るとともに、障害者差別解消法の4月施行にあわせ、障がい者に対する理解促進・啓発を充実します。

次に、特定健診や保健指導については、今年度、約1,900名の方へ電話や訪問による受診勧奨を実施しております。また、平成26年度の受診率は49.7%で県下2位でございました。今後も継続してきめ細やかな受診勧奨・保健指導を実施してまいります。

また、国保連合会の医療・健診・介護情報を活用できる国保データベースシステムの活用を図ります。システムを活用し、対象者を抽出することで、重症化予防の視点からより効果的な保健指導を実施し、循環器疾患・脳血管疾患・腎疾患などの重症化予防を推進していきます。

母子保健対策については、安心して子どもを産み育てることができるよう、きめ細やかな支援策を展開します。

1点目は、新たに一般不妊治療の助成をいたします。

2点目は、「子育て支援コーディネーター」を配置し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施いたします。

3点目は、退院直後の母子に対し、助産院等で心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、新たに「産後ケア事業」を実施します。

次に、国民健康保険については、昨年5月の法改正で、平成30年度から国保財政の運営主体を都道府県が担うこととなりました。これは、制度上、全国的に赤字体質である財政運営を規模の大きい都道府県ごとに行うとともに、国による財政支援を強化し、制度の安定を図ることが目的でございます。

今後2年間をかけ、県と市町村との協議会で国保のあり方の見直しについて協議することとなっております。見直し後の市町村の役割としては、保険税の課税・徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き実施していくこととなります。

後期高齢者医療については、福岡県後期高齢者広域連合と連携を図り、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、今後も円滑な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

町立大刀洗診療所につきましては、指定管理者である「医療法人社団シマダ」の運営に移行して今年度末で3年になります。昨年度から引き続き、「無償の出張健康教室の開催」や、「町主催の行事における啓発イベント出展」など、今後も町民が地域で安心して暮らし続けていただくための取り組みを行っていただいております。

今後も町と診療所が連携し、幅広い健康づくりを推進して、疾病の早期発見・早期治療に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に産業課でございます。

昨年、TPPについて大筋合意がなされました。農業への将来的な影響は不透明な状況にありますが、本町といたしましても、国の施策・制度を有効に活用し、力強い農業の実現に向け、経営安定対策の推進に努めます。

また、将来に向け農地を守るため、「農地中間管理機構」による利用権の設定や農地の集約などの遊休農地の解消策や、北部地区圃場整備、暗渠排水の整備など、農業基盤づくりのための農村整備事業を推進します。また、魅力ある田園風景を守るため、従来の「農地・水保全管理支払交付金」から「多面的支払交付金」への制度移行を踏まえ、集落の積極的な活動を支援します。その他、集落営農組織の法人化や機械・施設の導入補助などにより、土地利用型農業・施設園芸等の経営確立を推進します。

次に、商工関係では、引き続き、地域経済の活性化に努めます。今年度実施したアンケートなどの結果に基づき、町内事業者の販路拡大や新商品の開発、農商工の連携を促進します。

また、住民の消費に関する被害を未然に防止するため消費者教育・啓発活動を展開し、消費生活相談体制を強化してまいります。

次に建設課でございます。

町道の維持管理については、区長要望や道路パトロールにより判明した修理が必要な道路や側溝の修理費1,400万円を計上しております。また、道路改良については、前年度からの継続路線5路線及び、「スカイラーク菊池」周辺の道路整備など、拡幅を主とした道路改良のため3,000万円の事業費を計上しております。国庫補助事業としまして、社会資本整備総合交付金事業に平成21年度から取り組み、舗装補修・橋梁補修・通学路対策工事を行っておるところでございます。総事業費は1億5,785万円を予定しております。これらの事業により、社会資本の整備を図り住民生活向上に寄与してまいりたいと考えております。

次に、子ども課でございます。

子ども課では、変化の激しい社会をたくましく生き抜く人材を育成するため、人間関係を築き、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、自立できる子どもの育成を基本目標にした施策を推進します。

来年度の主な事業としては、1つには、平成26年度から3年計画で取り組んでいます「学校支援推進事業」で、学力の基盤となる豊かな人間関係を育成し、学校・家庭・地域の協働体制の構築を図ります。

2つ目は、スクールソーシャルワーカーを設置し、学校や外部機関と連携し、子どもを取り巻く家庭・学校・地域環境の改善に向けて、教育相談体制の強化を図ります。

3つ目は、発達障害やほかの要因で困っている子どもたちに対する特別支援教育の充実を図るため、引き続き、就学前の幼児を対象とした「ことばの教室」の実施や特別支援教育支援員の配置、巡回相談や保育園・小・中学校のさらなる連携、通級指導教室の充実に取り組んでまいります。

4つ目は、本町の教育課題解決のため、1小1中を町研究指定・委嘱校とし、学力向上に向けた「教えて考えさせる」授業の推進、大学講師等を招聘した授業研修会などを実施します。

5つ目は、学校施設の環境整備ですが、菊池小学校北校舎等改修工事や大刀洗小学校屋外運動場芝生化工事、小・中学校教育システム再構築機器整備のほか29年度に予定している施設改修工事の実施設計委託などを計上しています。

次に、子育て支援関係では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを基本目標に、1つには、大堰小学校特別支援学級の必要性から、南校舎にある学童保育所を大堰小学校体育館内へ移設する改修工事を実施します。

2つ目は、町内2つの保育園で計45名の定員増を進めていただきますが、待機児童解消に向けた取り組みを引き続き推進して参ります。

3つ目は、子どもたちが安心して遊べるように、町内の児童遊園にある遊具の一斉点検を実施

いたします。

4つ目に、子育て支援の拠点となる「子育て支援センター」において、安心して子育てができるよう、子育て相談や情報提供の充実を図ります。

5つ目に、支援を必要とする児童や家庭に対し、家庭児童相談専門員を中心に積極的にかかわるとともに、関係機関と密に連携してまいります。

以上のように、「大刀洗町は子育てしやすい町」「大刀洗町で子育てできてよかった」と思っただけできるよう、「チルドレン・ファースト」を合い言葉に子育て支援・教育支援を充実してまいります。

次に生涯学習課でございます。

町民が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、「いつでも・どこでも・だれでも」の求めに応えられるように生涯学習施設の充実、人材育成と活用などを図り、「生涯学習のまちづくり」に努めてまいります。

初めに、人権教育関係についてですが、町民一人ひとりが人権を尊重し合える社会の実現に向けて、本町の人権啓発推進実施計画に基づき、学習会の開催や啓発に取り組んでまいります。また、町の歴史である「大刀洗飛行場」など後世に語り継ぐよう平和学習に取り組んでまいりたいと考えております。

青少年育成関係では、生活体験・社会体験・自然体験活動など、地域ぐるみで子どもの体験活動の機会・場の充実等に努め、校区で行っている通学合宿を支援するとともに、ボランティアやジュニアリーダーの育成に努めてまいります。

次に、社会教育関係でございます。

町民の自己の能力を高め、いつでもどこでも自由に学び遊べる機会を提供できるように、各種講座・学級の充実を図ります。また、生涯学習の中心的施設であるドリームセンターと中央公民館を一体的に活用できるように整備・充実にも取り組んでまいります。町立図書館においては、カフェコーナーを併設した改修工事が終了し4月の開館に向けて準備しております。町民の生涯にわたる学びの場で、町の情報発信の拠点となるように、また「利用者が知を紡ぎ・未来を織る図書館」を目指し、ボランティア団体などの育成や活動支援など、住民との協働による図書館づくりに取り組んでまいります。

社会体育関係では、町民がスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、健康で充実した生活を送れるよう、体育施設の計画的な補修・整備を行い利便性の向上に努めてまいります。

最後に文化財関係でございます。

町内に所在する文化的・歴史的に価値のある資源を調査し、出土遺物や収集資料の保存・展示・活用に努めるとともに、地域に根ざした文化・伝承芸能の育成・継承を図り地域の活性化に

努めます。国指定史跡「下高橋官衙遺跡」については、分館対抗少年キックベースボール大会やグラウンドゴルフ、少年サッカーなどの利活用が定着しつつあります。今後もさらに社会体育事業、健康づくり事業との連携など住民に開かれた生涯学習の場となるように利活用を図ってまいります。

国重要文化財に指定されました「今村天主堂」については、今後の保存管理計画策定に向け、各方面と調整を図り、後世に長く伝えられるよう努めてまいります。

さて、今議会に提案しております平成27年度一般会計補正について御説明申し上げます。今回の補正予算は、諸事業の確定に伴う不用額の減額補正、それと国の補正予算成立に伴う増額補正でございます。

主なものといたしまして、菊池小学校北校舎等大規模改修工事、1億7,745万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入費、5,029万円、特産品マーケティング加速化事業費、2,155万円などであります。

最後になりますが、本議会定例会で審議していただきます主な議案は、専決処分事項の承認が1件、人事案件が1件、条例の制定・廃止など条例関係が11件、町道認定が1件、平成27年度一般会計補正予算案などの補正議案5件、平成28年度一般会計予算案などの予算議案5件の合計24件であります。

議員各位におかれましては、慎重に御審議していただきまして、最後には、御承認賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（山内 剛） 日程第4、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 総務課の大浦でございます。よろしく願いいたします。

それでは、同意第1号教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を、教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字中川2163番地1、氏名、上杉麻理子、昭和50年2月12日生まれ、41歳でございます。

提案理由でございます。平成27年8月7日付で教育委員から同日をもって辞職したい旨の願いが提出されたため、後任の教育委員を新たに選任する必要があります。

これがこの同意案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。

こちらのほうには、履歴を記載しております。1番の氏名、生年月日、住所、最終学歴、職歴は記載のとおりでございます。6番、そのほかに、記載のとおり、役員等の経歴があられます。賞罰についてはございません。

なお、同意いただけましたら、委員の任期は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

○議長（山内 剛） 日程第5、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。福岡県介護保険広域連合議会議員に、安丸国勝町長を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました安丸国勝町長が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

安丸国勝町長が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。安丸国勝町長の当選の承諾を求めます。

○町長（安丸 国勝） 承諾いたします。

日程第6. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（山内 剛） 日程第6、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員会委員には、秋吉茂記君、中原和美君、廣木俊二君、中島誠君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました秋吉茂記君、中原和美君、廣木俊二君、中島誠君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、南佳子君、一木弘志君、江下泰子君、松本洋子君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました南佳子君、一木弘志君、江下泰子君、松本洋子君が、選挙管理委員補充員に当選されました。なお、御本人に当選告知書を送付し、当選承諾書の提出により就任することが決定します。

10時10分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開します。

. . .

**日程第 7. 承認第 1 号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専
決処分の承認を求めることについて**

○議長（山内 剛） 日程第 7、承認第 1 号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。須山課長。

○税務課長（須山りつ子） おはようございます。税務課の須山でございます。よろしくお願いたします。

それでは、承認第 1 号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成 28 年度与党税制改正大綱が平成 27 年 12 月 16 日に決定され、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、大刀洗町税条例を改正する必要性が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年 12 月 28 日付で専決処分をしておりますので、承認を求めるものでございます。

それでは、税条例改正の内容について、お手元の議案書の新旧対照表によって御説明申し上げます。

議案書の 4 枚目、大刀洗町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表のほうをお願いいたします。第 51 条でございます。町民税の減免の申請書の記載事項の規定を改正するものでございます。

次に、第 119 条の 3 でございます。特別土地保有税の減免の申請書の記載事項の規定を改正するものでございます。

1 枚戻っていただきまして、改正条文の附則につきまして施行期日が定められておりまして、公布の日、平成 28 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

以上で承認第 1 号の提案理由及び内容の説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで 1 日目の質疑を終わります。1 日目は質疑なしと認めます。

. . .

日程第 8. 議案第 1 号 大刀洗町行政不服審査会条例の制定について

日程第 9. 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に

ついて

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第1号大刀洗町行政不服審査会条例の制定について、及び日程第9、議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

それでは、日程第8、議案第1号から順次提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第1号大刀洗町行政不服審査会条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

行政不服審査法が平成26年6月に改正され、今年4月1日から施行されます。そこで、改正されました内容に基づきまして、新たに大刀洗町行政不服審査会を設置するものでございます。

次のページをお開きください。

この条例は、審査請求人から審査請求があった場合に、第三者の立場から審理を行う機関を設置いたします。その組織運営について規定しているものでございます。

第4条におきまして、審査会委員は5人以内と組織しております。

第5条におきまして、委員は公正な判断ができ、法律や条例等に関して見識のある方を町長が委嘱いたします。委員の任期については3年でございます。

この条例の施行期日は平成28年4月1日でございます。

次に、関連がございますので、議案第2号です。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由及び内容を説明いたします。

行政不服審査法が改正され、今年4月1日から施行されることは先ほど述べたとおりでございますが、施行に伴いまして、関係条例を一部改正する必要があります。

次のページをお開きください。

まず、条例の改正に当たりましては、法改正による規定や文言の整理をしております。

第2条の大刀洗町情報公開条例の一部改正につきましては、審査請求期間が60日から3カ月に延長されたこと、また、既に第三者委員会が設置されていることから、新理員の適用はせず、現条例において行うということを規定しております。

次に、2ページをお願いいたします。

中ほどの第3条、大刀洗町個人情報保護条例の一部改正についても同様でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正におきましては、証人として出頭し、実費弁償を支出するものとして規定いたします。

次に、第5条、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正におきましては、審査会委員の報酬を1日5,000円とし、識見を有する者につきましては、予算で定めた額ということを規定しております。

第6条、大刀洗町手数料条例の一部改正におきましては、関係資料の交付手数料を規定しております。これにつきましては、4ページをごらんください。別表第2の上段に(29号)ですが、こちらにつきましては、審査請求人から審理員に対して提出する書類において、必要な書類の交付手数料でございます。(30号)につきましては、審査関係人から求められた資料に関する交付手数料の規定でございます。

4ページ、中ほどにあります第7条、大刀洗町固定資産評価審査委員会条例におきましては、審査請求において提出する証明書等の手数料と減免の規定をしているところでございます。これら条例につきましては、施行期日は平成28年4月1日です。

以上で提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。議案第1号大刀洗町行政不服審査会条例の制定について、質疑ありませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) 続きまして、議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第3号 大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第10、議案第3号大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長(大浦 克司) それでは、議案第3号大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

地方自治法の規定によりまして、当町におきましては、現在5つの特別会計を設置しています。そのうち大刀洗診療所につきましては、平成25年4月から指定管理者による運営が行われております。今年度をもちまして、診療所の改築に係る償還金の返済が全て完了いたします。よって、大刀洗町大刀洗診療所特別会計を廃止するものでございます。

なお、建物に係る災害共済の保険料につきましては、今後は一般会計に計上し、支出をいたし

ます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

3枚目をお開きください。右のほうにあります旧でございますが、本則の第2号、大刀洗町大刀洗診療所特別会計直営診療所事業を削ります。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上で提案理由及び内容についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。1日目は質疑なしと認めます。

**日程第11. 議案第4号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第4号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第4号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

学校教育法の一部を改正する法律が改正され、現行の小中学校に加えまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たに学校の種類として規定されました。これに伴いまして、関係条例の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によって説明させていただきます。3枚目をお開きください。

右のほうの旧にあります条例第8条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、第2号の小学校の後に、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を加えるものでございます。

なお、特別支援学校の追加におきましては、義務教育学校を追加することによりまして、明確化を図るために、この特別支援学校の小学部を加えております。

なお、この条例の施行期日は平成28年4月1日でございます。

以上で、提案理由及び内容についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番、黒木です。この新旧対照表の義務教育学校の前期課程というものはどういうものか、特別支援学校は大刀洗にあるものかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） では、黒木議員からの御質問にお答えいたします。

この学校教育法の一部改正につきましては、小学校、中学校の一貫した学校につきまして義務教育学校といいます。ここで、この条例におきまして対象となるものは、小学校に在学する児童に対してでございますので、この義務教育学校の前期課程といいますのは、小学校を指すものというふうに御理解いただきたいと思います。

次に、特別支援学校の小学部でございますが、現在、大刀洗町には特別支援学校はございません。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第5号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第5号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第5号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

昨年8月に国家公務員に対する人事院勧告がなされまして、ことし1月に国会が通ったところでございます。そこで、国家公務員との均衡を保つため、勧告に従い給与の改正を行います。また、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の改正により文言の整理をいたしました。

それでは、新旧対照表によって御説明させていただきます。6ページをお開きください。

第20条第2項の勤勉手当の率を「100分の75」を「100分の85」に改定いたします。

なお、平成27年度より改正いたしますことから、この施行期日は平成27年12月1日から適用いたします。

次に、7ページをお開きください。第6条中、「級別職務分類表」の文言を「級別基準職務表」と法の改正により文言で整備させていただきます。

次に、第19条中、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改正いたします。これにつきましては、法の改正による文言の整理でございます。

次に、8ページをお願いいたします。第20条第2項勤勉手当の率を「100分の85」から「100分の80」に改正いたします。平成27年度におきまして、100分の10引き上げられた率を平成28年度におきましては、6月と12月に支給するため、この100の10を2分するために改正したものでございます。

次に、別表第1（第6条関係）でございます。行政職給料表を表のとおり改正するところがございます。

以上で提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、1点質問したいと思います。この改正によって、大刀洗町のラス指数はどのようになったかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） ただいまの黒木議員の御質問でございますが、この改正によりまして、職員のラス指数が幾らになったかは、まだ試算をしておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、期間中にぜひ、それと、近隣町村のラス指数もよければ参考としてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 御質問にお答えいたします。

ラス指数につきましては、国との比較でございますので、これが、今回28年度からの改正でございますので、28年度中にラス指数が出るものというふうに理解いたします。

なお、参考でございますが、27年度のラス指数は、大刀洗町と国家公務員の比較にしますと98.3%ということをお聞きしております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の説明をいたします。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法災害補償法施行令の一部が改正され、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等について、条例の一部を改正する必要が生じ、改正するものでございます。

それでは、5ページの新旧対照表をお開きください。

ここでは、被用者年金一元化に伴う法律名を加えるなどの改正をしております。

6ページから8ページまでは同様の改正でございます。

次に、9ページをお開きください。

ここは、先ほどの附則第5条の関連でございます。9ページを見ていただきますと、この新旧対照表の下のところにまた表がございます。そちらの説明をします。

左の欄の補償の種類に応じて中ほどにありますほかの法律による給付が併給、いわゆる2つ以上受給できる場合は、右の欄の率により調整がされるというものでございます。いわゆる併給調整と言われるものでございます。

そこで、10ページをお開きいただきたいと思っております。上のほうでございますが、右の旧表から、障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害年金が支給される場合を除く。）の率の右を見ていただきますと、0.86から新たに左の新になりますと0.88に改正されております。これにつきましては、法の改正に伴う準則が参っておりますので、この率で同率で改正させていただいております。

この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成27年10月1日適用でございます。調整率につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14、議案第7号 大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第7号大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第7号大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

これにつきましては、教育委員会の業務内容及び業務執行体制にあわせまして、職員定数を改正する必要が生じておりますので、提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。2ページをお開きください。3枚目でございます。

旧のほうにあります第2条第1号の町長の事務部局の職員を3人減じます。これは、教育委員会に子育て支援系の職員が3人異動し子ども課となったためでございます。また、第5号、教育委員会の事務部局の職員を5名減じます。これは、これまでに既に給食調理員、それから、用務員につきましての数が含まれていた関係から減じるものでございます。そこで、旧におきまして、合計では115人でございますが、新のほうでは、新たに107人ということになっております。

この定数条例の人数につきましては、職員数の限度を示すものであり、実人数とは相違しております。

以上で提案理由及び内容の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第8号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第15、議案第8号大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

理由につきましては、1ページにありますように、障害者等の自立生活及び社会参加を促し、より一層障害者福祉を充実させるためには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業の充実が必要なため、大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

3 ページの新旧対照表で説明をさせていただきますので、3 枚目を見ていただきたいと思います。3 枚目のほうに新旧対照表がございます。

主な改正につきましては、事業名の変更あるいはその他事業の追加となっております。目次の7章の名称が「コミュニケーション支援事業」から「意思疎通支援事業」への改正、13章に「その他の事業」が追加をされております。

第1条ですが、「この条例は」の後に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、」というのが追加されます。

第3条の第4号の「コミュニケーション支援事業」が「意思疎通支援事業」へ、10号に「その他の事業」を加える改正でございます。

第7章の「コミュニケーション支援事業」が「意思疎通支援事業」に、18条の1行目の「コミュニケーション支援事業」が「意思疎通支援事業に」改正です。また、その4行下の「手話奉仕員」が「手話通訳者、要約筆記者等」へ改正をされております。

19条の1行目ですが、「言語機能障害者」の後に「等」が入ります。追加されたものが第13章で「その他の事業」になります。

第47条で「その他の事業は次のとおりとする」ということで4つの事業が上がっております。第2項として、「事業の内容等については、別に規則で定める」としております。

以上が改正の内容となります。

この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1 日目は質疑なしと認めます。

日程第16．議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第16、議案第9号大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、議案第9号大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、福岡県乳幼児医療費支給制度が平成28年10月1日より改正する

ことに伴い、大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要があるものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表で御説明をさせていただきます。3ページのほうをお願いいたします。

下線の部分が改正のところでございますが、まず、条例の名称が「乳幼児」から「子ども」というふうに変わります。第1条も同じく「乳幼児」が「子ども」、1行目と2行目が変更になります。

それから、第2条の第1号に子どもの定義が入ります。子どもの定義として、「大刀洗町の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、生活保護法による保護を受けている者、大刀洗町重度障害者医療の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給を受けている者及び大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭医療費の支給を受けている者を除く」となっております。この定義が追加をされます。

また、第3号に新たに児童として、「12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし乳幼児を除く。」を加える改正になります。

次のページをお願いいたします。第3条の第2項を削る改正になります。

それから、第4条の説明の「乳幼児」が「子ども」、それから、第4条の4行目の「政府」が「全国健康保険協会」となります。

それと、同じく第4条の下から2行目が、「乳幼児」が「子ども」に変更をされます。その第4条の最後のところに、ただし書きとして、「第2条第3号に掲げる児童にあつては、当該医療費のうち医療機関ごとに次の各号に規定する額について支給しない」として、(1)で入院の場合、「1日につき500円（ただし1月につき3,500円を限度とする。）」(2)として、「前号に規定する場合は1月につき1,200円（ただし、自己負担相当額に1,200円に満たない額のときは、当該額。）」を加えるものです。

あと、第5条、第6条、第7条につきましては、「乳幼児」という文言が「子ども」に変更をされます。

第8条についても、同じく文言の変更です。

次のページをお願いいたします。最後のページの第8条の2項から第9条、第10条、第11条、第12条まで、同じく「乳幼児」の文言が「子ども」というふうに変更するものでございます。

次に、前の2ページをお願いいたします。2ページ、附則ですけれども、この条例は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療費に係る子どもの医療費から適用するものでございます。

これで説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。今度また子どもの医療費ということになりますけども、大刀洗町では、乳幼児医療の一部負担ですね、3歳から就学前については、町が一部負担を免除するというか、無料化しておりますけども、今度は、小学1年生から6年生まではこの一部負担が発生をしております。これについての町が独自で、今回ではなくて、近々一部負担をなくすような考えはありませんか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 前回とか、たしか200～300万円ぐらいの負担だったと思いますけど、小学生になれば、医療費そのものも医者にかかる率も下がってきますので、6学年としてもそんなに大きい金額にはならないと思いますから、その辺は、いつでもできるように準備を、準備というか計算はできると思いますので、しておいていただきたいと思いますが、できるだけ早いうちに子育て支援を力を入れるということについては、よそはもう中学生も入院とか、どうかしたところは、中学、高校まで医療費の無料化を進めているところもありますので、町内の子供さんに対してはもう自己負担はなしというふうな方向は、やはりきちんと出していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。（「答弁は」と呼ぶ者あり）せっかくですから、肝心な町長の考えですから、お願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その件については、以前から言われていることですが、今まで具体的に検討したことはないんです。ですが、やっぱり全てプラスでいきますから、何かそれをやるについては、特別に入ってくるお金があればいいですけど、そこ辺のことを見きわめないと難しいのではないかと考えています。今、おかげで、ふるさと納税なんかも随分ふえておりますので、そういうのが継続的に支援していただけるようであれば、そういうのを充ててもいいと思いますけど。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第17. 議案第10号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第17、議案第10号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、議案第10号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例が、前回改正以降における関連法令の改正に伴い改正されたことにより、大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正された部分は文言の変更になります。「を超える」という文言を「以上である」というふうに変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じく、第3条の9号までは文言の変更となります。「を超える」を「以上である」と変える部分と、「ニ」というものを「ニの規定」というふうに変更がされております。

それから、第4条の中の4行目、「政府」という文言を「全国健康保険協会」というふうに変更するものでございます。

次に、前の1ページをお願いいたします。1ページの附則でございますが、この条例は、平成28年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第11号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第18、議案第11号久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 地域振興課の矢野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

まずは、議案書の中の提案理由を朗読いたします。下のほうにあります。

久留米広域定住自立圏の形成に係る協定を廃止したことに伴い、久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであるということでございます。

内容といたしましては、昨年12月定例議会におきまして、久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を本町条例に従い廃止する旨の協定を結ぶための議決を得ました。その後、平成28年、今年でございますが、1月8日付で久留米市と廃止の協定を結んでおります。したがって、この条例を廃止するということでございます。

以上でございます。御審議の上、御承認していただきますようによろしく願いをいたします。以上です。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第19. 議案第12号 町道路線の認定について

○議長（山内 剛） 日程第19、議案第12号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号町道路線の認定について、町道の新規認定について御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

場所につきましては、北山隈の県営住宅の東側で、宅地分譲として開発された区域内の新設道路でございます。町道認定番号は345番、路線名は、北山隈24号線、道路延長は35.43メートル、道路幅員は6メートルでございます。

次、2ページをごらんください。

道路の起終点を表示をしております。まず、起点を申し上げますと、大刀洗町大字山隈字赤土手1721番地の26の地先から、終点が、1721番地の23の地先まででございます。

次、3ページをごらんください。

図面の中央の赤線の枠で囲んだ分が今回の宅地分譲の開発区域でございまして、緑色で線を描いている部分が、今回町道認定を行う路線でございます。町の開発指導要綱に基づき道路整備を行い、中間検査、完了検査等を行いまして、町道の基準に適しているということを確認したため

に、今回、町道345号北山隈24号線として新規に認定することを提案させていただいております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで、11時15分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開します。

日程第20、議案第13号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山内 剛） 日程第20、議案第13号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第13号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について、予算書のほうで説明させていただきます。

表紙を1枚めくっていただきまして、次ページをお開きください。議案第13号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について、内容を説明させていただきます。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,659万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,462万円とするものでございます。

それでは、まず、歳出の主だったものから説明いたします。17ページをお開きください。

歳出でございますが、歳出のうち、執行残によりまして減額補正のほうは説明については省略させていただきます。主だったものについて説明させていただきます。

18ページをお願いしたいと思います。

ここにつきましては、2款1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金でございます。その欄の下のほうに、退職手当組合特別負担金1,273万8,000円を増額するものでございます。これは、退職職員に係る退職手当組合への負担金でございます。

次に、19ページをお開きください。

同じく、2款1項5目財産管理費でございます。補正額4,919万円でございます。内容に

つきましては、25節積立金として5,045万9,000円を増額するものでございます。その中で、公共施設整備基金積立金として5,000万円を積み立てます。また、ふるさと応援基金積立金として600万円を増額するものでございます。これにつきましては、ふるさと納税が12月に1,900件ほど、2,290万円ほどのふるさと納税がございました。予想以上のふるさと納税であったことから、基金のほうへ積み立てをまた600万するものでございます。

次に、同じページの10目自治振興費でございます。2,779万5,000円の増加でございます。こちらにつきましては、地方創生の加速化交付金ということで、地方版の総合戦略に基づきまして、各自治体の取り組みについて、特徴的であり、また、先駆的な事業につきまして、国の補正が充てられることになりました。全体を通しまして主な事業といたしましては、町内特産品の販路につきまして、国内外に拡大していこうとする事業が主だったものでございます。この事業は、国の補正でもありますので、28年度へ繰り越しという形になります。

それから、20ページでございます。

先ほどの自治振興費に続きまして、13節委託料でございます。1,924万、これにつきましては、その中の上段のふるさと応援寄附金の事業委託料として、事業者へ624万円を増額しております。

次に、21ページをお開きください。

2款1項20目社会保障・税番号制度事業費でございます。4,262万2,000円の増額となっております。その中で、18節備品購入費でございます。説明の中の一番下でございますが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器の購入費として5,029万2,000円を計上しております。これにつきましては、いわゆる個人番号利用事務、いわゆるマイナンバーにおいて、利用につきまして、国からの強い指導がっております。といいますのが、個人番号利用事務につきましては、別のパソコンで管理することと、あるいはインターネットにつきましては、今使っているインターネットも分離することというふうに言われております。そういったものが国からの通知が来ておりまして、それによりセキュリティの強化が図る必要があるということでございます。ただし、これにつきましては、財政支援がございまして、補助金あるいは起債等ができます。それに伴いまして、今の説明の上でございますが、自治体情報セキュリティ抜本的強化対応システム購入費486万円、これにつきましては12月補正をさせていただいたところでございますが、これにつきましては、削除いたしまして、新たに5,000万のほうを追加するという形になります。

あと同じく21ページの22目地方創生事業費でございます。168万円を補正しております。内容でございますが、19節負担金・補助及び交付金として168万円、説明は、甘木鉄道調査負担金（地方創生加速化交付金事業）ということで扱っております。いわゆる甘木鉄道の現状の

課題を整理いたしまして、鉄道におきます機能の向上を検討していこうということがこの中の事業として上げられております。沿線の関係市町村で検討していくものでございます。

次に、24ページをお開きください。下のほうでございます。

3款1項2目障害児者自立支援費でございます。その中の一番下、20節扶助費でございます。280万、障害児通所支援として追加計上しておりますが、これにつきましては、障害者、障害児の放課後におけるデイサービス等の事業が、いわゆる利用者といえますか、利用料の増加に伴うものの増額ということになります。

次に、次のページ、25ページをお開きください。

12目国民健康保険費として2,141万6,000円の増額でございます。内容といたしましては、28節繰り出し金でございます。そこにあります、一番下の国保会計安定化支援金として2,000万円を計上しております。いわゆる法定外と言われるものでございますが、今年度医療費のほう伸びております。そういうことから、一般会計からの繰り出しということで、2,000万円計上しております。また、そのうちの上段のほうにつきましては、それぞれの追加分ということで計上をしております。

次に、26ページでございます。

3款2項1目児童福祉総務費として3,642万2,000円を追加しております。内容といたしましては、19節負担金・補助及び交付金として1,590万1,000円でございます。その中におきまして、保育所等整備事業費補助金（菊池保育園）として1,649万9,000円を上げております。菊池保育園が今ありますJA菊池支所のほうの建物を改良し、そこに分園をつくるということで、その改修費用として1,649万9,000円でございます。

次に、20節扶助費でございます。1,948万7,000円、これにつきましては、保育園におきます運営費、支払います運営費につきまして、運営費の単価等の改正がございます。それとともに、児童数の確定が行われました。そういったことから、それぞれの運営費を計上しているところでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

5款1項15目農村環境整備費として、補正額4,456万5,000円の減額でございます。その中の15節の工事費を見ていただきたいと思います。長助塚ため池浚渫工事につきまして、ため池内への仮設道路の設置が必要となりましたので、追加工事として612万8,000円を追加しているところでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

7款3項2目公共下水道費でございます。補正額5,004万7,000円でございます。その中で25節積立金といたしまして8,000万を積み立てております。

その次に、すぐ下の8款1項4目災害対策費でございます。2,646万3,000円の補正でございます。内容といたしましては、25節積立金として、災害対策基金積立金として2,696万3,000円を積み立てるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

3款1項2目事務局費でございます。補正額5,071万円、内容といたしまして、25節積立金でございます。教育施設整備基金積立金として5,000万を計上しております。

次に、32ページをお開きください。

中ほどでございます。9款2項7目小学校改築費として1億8,262万7,000円を補正しております。内容でございますが、15節工事請負費といたしまして1億7,745万円、中身は菊池小学校の北校舎の大規模改修工事の請負費でございます。これにつきましては、経緯は御存じかと思いますが、改正に伴う国の補助が今回つくという見込みがついたため、改めて補正で改修費を計上しているものでございまして、28年度への繰り越しという形になります。

それでは、次に、歳入の説明をいたしますので、10ページをお開きください。

歳入につきましては、それぞれ左のほうで地方消費税交付金として補正額8,548万4,000円、それから、自動車取得税交付金として300万、それから、地方特例交付金として91万1,000円、地方交付税といたしまして3,128万5,000円をそれぞれ補正しております。これにつきましては、おおむね28年度の交付額等のある程度見込みが立ちました関係からこの額を計上させていただいております。

それ以降の分担金及び交付金から、11ページ、12ページの歳入につきましては、それぞれの事業、実績にあわせて、いわゆる歳入分、国県の負担補助等の財源を見込んで上げているところでございます。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。平成28年度へ繰り越し事業費として記載しているものでございます。事業名を見ていただきますと、財務諸表の作成業務委託事業として70万円でございます。それぞれ下のほうに事業名を上げておりますが、合計といたしまして2億9,621万6,000円を繰越明許費として計上しております。

次に、そのページの第3表でございます。債務負担行為補正といたしまして、公用車購入の2台分をここに計上させていただいております。28年度当初予算において計上はしておりますが、既に公用車の車検等がもう4月上旬で迎えますし、そもそも公用車の台数が不足しております。早目に公用車を調達したいということで、ここに291万1,000円を上げさせていただいているところでございます。

次に、6ページ、第4表の地方債補正でございます。追加といたしまして、ここに菊池小学校

の北校舎大規模改修工事等として7,450万、そして、情報セキュリティの強化対策事業費として2,810万円を追加しております。また、廃止する部門が下にございます。農村環境整備事業等につきます2,250万円につきましては、起債を一般財源で賄うということから、ここについては廃止する形をとっております。

次に、7ページをお開きください。

ここにつきましては、地方債の変更を上げております。それぞれの事業の変更に伴いまして起債額も変更しております。その起債額、右のほうに補正後として限度額を上げておりますが、こちらのほうで変更しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 7番、安丸です。議案書32ページの9款2項7目小学校改築費の関係でお尋ねします。27年度当初予算の減額された予算の中では、工事請負費が1億6,900万の計上だったかと思いますが、今回、1億7,745万ということで850万ほど請負費がふえておるかと思いますが。これについては、工事内容の変更に伴うものか、関連して委託料の工事管理業務委託料も若干でありますけれども、当初予算よりも増額になっておるようですけども、そこらあたり、2点についてお尋ねします。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、まず、工事費の増額について御説明いたします。

まず、当初予算で計上した部分につきましては、昨年度末、26年度末当初予算を計上する段階ではまだ事業費が確定しておりませんでしたので、設計をしました情報センターのほうからの概算での計上を求められておりました。今回につきましては、もう既に設計費は終わっておりますけれども、工事費関係の増額も見込めるという形で設計する業者のほうから5%ほど増額して予算計上をお願いしたいという旨でありましたので、今回5%ほど計上させていただいておる次第でございます。

続きまして、設計管理の部分につきましては、管理する単価、技師の単価につきましては、28年の国交省の分について計上しておりますけれども、その単価が増加しておりますので、今回その分だけ増加しておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 19ページで、基金の積立金になされております。ふるさと応援基金の積立金が600万、これが27年度までで大体3,000万円近く、2,900万ほど見込まれることになっておりますけれども、ふるさと応援基金の目的といいますか、何のためにふるさと

応援基金として積み立てるのか、その目的です。

それと、28ページの青年就農給付金が600万、こちらは600万減額ですけども、今、いわゆる経営開始型、これは、150万の5カ年、夫婦やったら250万、5年。ただ、年間所得が250万円を超した場合はそこで終わると。ということは、600万減額ということは、本年度それをクリアした方というか、安定的に経営できるような人が育ってきたということで減額されたのか、その減額の理由をお願いします。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） ふるさと応援基金の目的ということでございますが、現在の規則で4つの項目で予定をいたしております。1つ目が豊かな自然が息づく環境づくりに関する事業、もう一つ目が、健やかに個性が輝く人づくりに関する事業、それから、3つ目が、次代に伝える地域づくりに関する事業、それと、その目的の達成のために町長が必要と認める事業ということで、今のところ、ざっくりでございますけども、大きいくくりでそういう4つの目的というふうにしております。ですから、今後は、もう少しこれを具体的にしなくちゃいけないというふうには考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 余り理想論みたいな、こういうものに大体つくるのじゃなくて、具体的に、例えば、もう少し、今から計画するということですけども、例えば、地域づくりの中で、地域でこういう取り組みをした場合に基金から出せますよとか、何かそれは別個予算立てもできるかもしれんけども、もう少し何か、豊かな自然環境、大刀洗町は豊か過ぎるほど自然があるんですよ、その具体的な中に例えば環境を保全するために、何か活動するためなら出しますよとか、何かもう少しその辺は具体的に考えていただかんと。ただお金をためることは悪いこととは言いませんけども、ある程度目的を具体的に示していただきたいと思っておりますけど、どうですか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 昨年までは100万とか少ない金額でざっくりした考えでありましたけども、ことしから3,000万という金額に入ってきましたものですから、来年度以降もそういった金額が期待しております。ですから、今、議員さんおっしゃいますように、そういったお金が有効に具体的に出せるように変えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 先ほどの長野議員の質問に答えたいと思っております。

青年就農給付金についてでございますけど、当初、昨年まで個人が3名と夫婦が2組もらって

ありました。それで、27年度につきましては、個人を1人と夫婦が1組増額があるんじゃないかということで、一応予算は1名、1組分プラスして組んでおりました。そうしましたら、結局、新規の青年就農給付金を申請される方が27年度はいらっしゃらなかったということで、3名と2組にそのままになったんですけど、その中の1組の御夫婦の、要するに225万もらってある方が、250万を先ほど言われたように、オーバーしたということで支給停止になっております。ですから、その個人の1人分と夫婦の分の2組分ですか、合わせてちょうど600万を減額させてもらったという次第でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 経営が安定的にできるようになられた方がおられるというのは結構なことですけども、私がほかのところで聞いた話だと、5年間ですよ、5年間じゃ短過ぎるちゅう、もらっている方が、そういう話はちょっとおかしいんじゃないかと。本当を言えば、本当にちゃんとやれば大体3年ぐらいで250万ぐらいクリアできるはずですよ。この青年就農給付金がもらうのが目的か、本当に農業で自立して生活をしていくのか、そのこの見きわめを指導も含めてきちっとやっていただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 確かに長野議員が言われるように指導が大切だろうと思います。それで、うちのほうも普及所と農協とうちのほうで定期的に青年就農給付金をもらってある方については、行って現地を見て指導は一応しております。今後とも続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） ちょっと補足ですけど、あんまり仕事をするところの給付金をもらえんようになるから、仕事はほどほどにしか俺はしよらんとか、何かもう、ちょっといかなものかという人たちも中にはおられるようですよ、よろしくをお願いします。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 今回の御意見は確かに、今までは、250万を1円でも超えたらゼロで、それ以下であったら全額ということで、やっぱり国のほうも、これ全額国の補助なんですけど、考えて、ちょっと28年度からは段階的に、例えば100万までの所得があれば、部分的に幾ら、何%あげます、そのように、28年度から段階的にその制度自体は見直しになるようでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田です。29ページの長助のため池しゅんせつ工事で600万円という話があるんですが、これもう少し具体的に御説明いただけますか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 平田議員の質問に答えたいと思います。

長助塚ため池の浚渫工事費についてでございますけど、この部分、当初、予算を組んでいた27年当初は、この浚渫した浚渫土をため池のすぐそばの圃場の方が捨てていいということであったので、そちらに捨てることに一応しておりました。そうしましたら、実際、工事を始めるようになって、やっぱり泥がごみとかも入ったりしているものですから、やっぱり捨てるのはやめてくださいということで、仕方なく高速道路の側道からずっと仮設道をつくりまして、ダンプが浚渫する仮設道をつくりまして、それにちょっと予定外に、ちょっとその分までは、仮設道までは予算に組んでなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。先ほどの発言の際に7番と言ったようで、改選前の議席番号をついつい言ってしまって、訂正をまずしておきたいと思います。

質問は21ページの2款1項20目の社会保障・税番号制度事業費の中の備品購入18節です。今回、地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入費5,029万2,000円という計上がなされておりますが、ちょっと説明の中で聞き漏らしかもわかりませんが、具体的な機器購入の内容、それと、予算措置に対しての国県の補助の関係がわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、安丸議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、経緯でございますが、当初、12月のときに、セキュリティ対策として当町で考える一番経済的に効率のいい方向で考えておりました。それが、486万円であったわけでございます。

内容といたしましては、インターネットの部分だけを切り離そうと、今のパソコンはそのまんにしながら切り離そうというふうな考えであったわけです。その後、国のほうからのいろいろ通知とか指導がありました。そんな中で言われてますのが、個人番号を利用する事務につきましては、ハード面をもう別にしてくださいということでございます。それとともに、インターネットをそこに組み込むようなことはしないでください。いわゆる、個人番号、マイナンバー事務については、もう別なパソコンでやってくださいというふうなことでなったわけです。それに対して、もちろんパソコンとしてのハードの部分も経費もかかります。そして、あとはシステム変更等がかかるわけでございます。

それで、この経費の内訳でございますが、国の指示どおりでございますから、先ほど言いまし

たとおり、財政支援があるということをごさいます、私どもが今聞いてますが、国庫補助として625万円ほどごさいます。そして、あと起債として2,810万円ほどごさいます。その中で、あと残り1,500万ぐらいが一般財源ということになります。

あとその5,000万の内容をごさいます、まずハード部分に約1,900万、それから、いわゆるソフトと言われるところ、ここの部分が2,000万ほど、あとは諸経費、事務費として1,200万ほどが見積もりでは上がっているところをごさいます。なかなか5,000万の支出ですから、町にとっても大きな負担ではごさいます、国の指示でありますし、補助金あるいは起債が受けられるというところから、これを最善の経費というところでごさいます。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 29ページの農村環境整備費の中で工事請負費が、暗渠排水の4,750万が減額になっておりますが、これは、西栄田のところの暗渠排水かと思いますが、事業面積が減ったのか、どういう理由で減額になったのかお尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 花等議員の質問に答弁したいと思います。

この暗渠排水の分の工事請負費を4,750万減額しております。その理由としては、これは、暗渠排水事業は、要するに、今、大刀洗町で120ヘクタールぐらい暗渠排水をするということで国のほうに申請をまず出しておりました。それを一応3カ年ですということ。それで、初年度は、27年度は一応44ヘクタールということを出しておりました。

それで、今年、国の予算のつきが悪くて、大刀洗町については44ヘクタールのうち11ヘクタールが予算がつかなかったということをごさいます。それで、その分を減額をさせてもらったということで、これは、もう国のつきが悪かったという理由をごさいます。

以上をごさいます。

○議長（山内 剛） ほかにごさいませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。

30ページの最下段の災害対策費をごさいます、積立金が2,696万ということで計上されておりますが、今補正で多額の災害積立を積み立てる目的と、あと災害対策積立金自体の積み立てのめどなり、今後の目標なりというのがあればお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 平山議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、災害対策基金といたしまして2,696万3,000円を予算化しているところをごさ

ますが、近年、大雨であったり、台風であったり、いろんな災害が発生しております。そういった中で、目的というよりも、今後、将来に際して、天災、災害が生じた場合にかかるという費用として、後年度にそういった災害で必要となる可能性もありますので、そういった形で今回2,600万ほどの基金を積み立てさせていただいております。

この災害基金につきましては、この積立を行うことによりまして、27年度末におきましては、約5,700万ほどの基金積み立てということになります。その中で、将来じゃあどのくらいの基金を考えてあるかというふうに理解してよろしいならば、それは、今のところ、幾らまでとか、そういった予定はございません。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 災害対策とか突発的な支出に対しては当然財調15億円であるとか、そういったものを財政出動というのも考えられるので、60億円の一般会計規模で、今回の補正において2,600万の、一般的な災害対策に対する一般的な積立目標もない中で、2,600万積み立てるとするのはちょっと目的が不明確なままの支出のように私は見受けられるんですが、そこら辺のお考えとかというのはいかがですか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 御質問にお答えしたいと思いますが、これまで、今現在、基金として積み立てている積立基金は11本ほどございます。それぞれに目的を持って積み立てて、将来に備えると、次年度以降に備えるというものでございます。この基金として生じますのは、その年度についていろいろな交付金の中で事業執行を行って、それで余った部分を後年度への積み立てということで考えているわけですが、この基金全体11の基金がございまして、それにあわせて、一方に、1つばかりに積み立てるんじゃなくて、全体に均等に積み立てていくという中から、今回災害基金のほうに積み立てさせていただいたわけでございます。今度2,600万と。前年度が3,000万ほどございました。それで、ほかの基金に比べたら若干少ない部分もあるのかなというふうなところもございまして、積み立てさせていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 先ほど他の議員からもありましたけれども、ふるさと納税に関する基金をどう積み立ててどう使うかという問題、それから、災害に対する基金をどうするかという問題、例えば、我々が日々論戦する中で、常に予算不足と、財源不足ということが答弁の中で出てくるけれども、実際にはこういった基金目的額などを意図しない積み立てというものが多額に生じているというところは、一体町にとってどういった基金がどれほど必要であるのか、そし

てまた、現在の住民生活においてどういった予算の使い方が必要なのか、そういった見地から、やはり、あるに越したことはないという考え方ではなくて、そこをどう適正に積み立てていくのか、どう使っていくのかというのを今後もお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 19ページから20ページにかけての自治振興費の部分ですけれども、自治振興費の全ての部分で624万円のふるさと応援寄附金以外の部分は、地方創生加速化交付金の事業になると思いますけれども、繰越明許なので、来年度以降にかけて計画をされるというふうには思いますが、委託料とかプロモーションとかブランディング・デザインとか農産品等とか、名称だけ見ても、いまいち何となくしかわからないような部分があります。どのような農家さんに役に立つのは、商品をブランディングしたいのか、町をブランディングしたいのか、下手をすると、町には何も生かされていないのに、委託を受けた会社だけ利益が上がるような、そういうことにはならないような計画をしっかりと示していただきたいのですが、今の時点ではどのような考えがあるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、お答えいたします。

まず、事業の目的でございますけれども、加速化交付金でございますけれども、仕事の創出でありますとか、市場と生産者をつなぐ組織づくり、あるいは自立、自走するシステムの構築というようなことを総合しまして、まず、1点目が、下にあります福岡市圏向けプロモーション委託料というものが、これは、町の特産品、生産野菜でありますとか、そういったものを含めて、福岡市内の、例えばレストランであるとか、そういったところで使っていただくというようなことで、今のところ、例えばぐるなびであるとか、そういった企業を対象に委託を、具体的にどこの会社というのは今のところもちろん決まっていんですが、そういったものをプロモーションしてただけということでは上げております。

2番目の特産品ブランディング・デザイン委託料というものは、農産物のパッケージ化をして、魅力あるものにして売ると、それとか、大刀洗町のロゴマークであるとか、そういったものを加えて、大刀洗というものをPRしながら売っていきたいというようなことの、そういったものの情報、あるいはそういったものを教えていただける委託というふうに考えております。

それから、また3番目の農産品等の販売調査研究にいたしましては、何と申しますか、カタログでありますとか、ウェブ等々を充実させまして、大刀洗町は道の駅とか今のところございません、ですから、そういったものじゃなくて、ネット等を使って、大刀洗町のそういった特産品をPRしていくというようなことができないかということで上げております。

先ほど議員さんからもありましたが、これにつきましては、ワンナップよかもんマーケティング加速化交付金ということで、今のところ、国のほうにそういった形で申請を、ざっくりとした形で申請をいたしております。これがまだ認められておりませんから、今後具体的につきましては、その方向性に従って、今後その申請が通りましたら具体的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 済みません。説明を聞いてもよくわからないんですよ。具体的にどうか、本当に町がしないといけないのかなというのが正直なところありまして、交付金がもらえるからとりあえず申し込んで生かせるところは生かしていこうというところはわかるんですけども。もうちょっと計画を密にさせていただいて、来年度以降でしようから、また改めて議員には説明をしてください。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 具体的になりましたら説明をいたしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 関連なんですけど、その委託先、どういうところに委託されようと考えてあるんでしょうか。そこもまだ未定なんじゃないですか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 今のところ未定でございます。そういった関連のところを公募いたしまして、あとでそういった選定をしていくというふうになります。今のところ未定です。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 当てはあるんでしょうか。それと、どういうところからの応募を考えてらっしゃるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 当てがあるかと言われますと、それは、はっきり当てはありませんけども、今はもうネット社会でございますから、こういったもので公募をすれば応募があるというようなことで考えております。全然当てがないというわけじゃないんですけども、そういったところで今のところ考えております。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） それじゃ、もうしっかり対応してほしいと思いますが、同じところで、地域おこし協力隊の賃金がここに含まれております。28年度の当初予算でも1人分出て

おりますので、これが加速化交付金に適用するというところで上げてあるんだと思うんですけども、1人はこの加速化交付金、1人は当初予算のほうでというのは、何か理由があったんでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それではお答えいたします。

このよかもんマーケティング加速化事業に関連する事業につきましては、ここの地域おこし協力隊で手伝っていただくと。今、3つ事業を上げましたけども、それ以外にさくら市場であるとか、町の事業を進めるということで、そういったものをこの地域おこし協力隊、この1人の方でトータル的にそのアドバイスなりしていただくというふうに考えております。うちが、もう一人、次の28年度当初予算で考えているのは、情報関係、そういったものはこれとはちょっと違いますから、そちらのほうで考えておると。また、産業課につきましては、また産業課で違う方向で考えているということですから、これにつきましては、そういったことで上げております。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） わかりました。それと、同じく、国外のPR旅費とかも組み立てられておまして、これも27年度の地方創生の中でもっと多く組み立て、そこら辺の検証ができた上での計画なんでしょうか。27年度がどれぐらいの使用があつて、まだ成果は見えないとしても、それを踏まえて、なおかつ国外のPRが必要だということで、どこを予定しての金額でしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） お答えいたします。

確かに、27年度につきましては、まだはっきりした検証はしておりません。ただ、国の方針といたしましては、もうTPPも直前で来ているとか、そういったものがありまして、あとは日本の品物を海外に向けて発信をするというようなことで、国の方針にもありますように、町といたしましても、もちろん27年度の検証を踏まえたところで28年度はするつもりであります。この交付金がもう1カ月という短い間で申請をしないという条件でございましたものから、ここに上げさせてもらっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

暫時休憩をさせていただきますが、午後は13時半から再開をさせていただきます。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開します。

日程第21. 議案第14号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山内 剛） 日程第21、議案第14号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、補正予算書のほうで説明をさせていただきます。補正予算書の表紙を開いていただきたいと思います。議案第14号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,910万2,000円とするものでございます。

それでは、6ページの歳出のほうから御説明をさせていただきます。6ページのほうをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを説明をさせていただきます。真ん中から下のところですけども、2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、療養給付費の不足分を3,413万7,000円補正を計上させていただいております。次に、2目退職者被保険者療養給付費につきましては、実績により1,800万減額補正を計上しております。次に、3目一般被保険者療養費につきましては、120万円不足分を増額計上しております。4目退職被保険者療養費につきましては40万の減額を計上させていただいております。

次に、7ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、不足分の800万の補正を計上させていただいております。

次に、2款4項1目出産育児一時金につきましては、当初の見込みより少なくなる見込みですので、294万円を減額計上しております。

7款1項4目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、額が確定しましたので、478万1,000円を減額計上させていただいております。

9款1項3目償還金でございます。26年度の額の確定によりまして、療養給付費等交付金返還金として452万3,000円の補正を計上させていただいております。

歳出は以上です。

続きまして、5ページの歳入をお願いいたします。

5ページの歳入です。9款1項1目一般会計繰入金、主なものとしまして、3節の助産費等繰入金として196万円減額、4節財政安定化支援事業繰入金として219万9,000円増額となっております。5節その他一般会計繰入金が、福祉医療波及分と国保財政支援金とで合わせて2,150万円増額の計上をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。5ページの歳入で5節の中での国保財政支援金、2,000万、一応たしか27年度の当初予算では繰り越しが1億2,000万ぐらいありますから、という話でしたけども、療養給付費が確かにふえております。これは法定外の2,000万ということですか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 長野議員の御質問にお答えをいたします。

今御質問のとおり、この2,000万というのは法定外の2,000万となります。昨年度2,000万当初予算に計上して、昨年場合は、思ったより医療費が伸びませんでしたので、結果的にその2,000万は落とさせていただいております。今年度につきましては、今のところ、医療費等の伸びがございますので、このままでは国保財政のほうが来年度に向けて不足するというので、今回一般会計より2,000万の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） たしか平成30年から県が事業体となって国保はやっていくという話ですから、28、29、あと2カ年、この中で医療費の伸びが思ったよりということで、高齢化が進みますと医療費は伸びていくと思います。保険料もそんなに、保険料収入が大体4億切っておるくらいですから、20億ぐらいの予算の中に、保険料を上げたところでそんなには。そうなってくると、やっぱり法定外の繰り入れというのは、今からここ2カ年の間にかなり、2,000万で済まないような額も想定されますか。どんなふうに見てあるんですか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） お答えをいたします。

この国保財政につきましては、非常に不安定な会計となっております。増減幅が1億ぐらい、多いときと少ないときは1億円ぐらいの変動をいたしますので、なかなか予測が難しいというふうに考えております。当然、今から高齢化が進みますので、医療費としてはふえてくるということが考えられますけれども、できるだけそれは町として医療費を抑えるというか、そういう抑制する施策とあわせて取り組んでいかなければならないと思っております。

ただ、それでも、やはり、今年のように増減をいたして足りないということも考えられますので、今後30年に向けて、やはり、町としては、この特別会計の安定化というか、健全化ということを考えて上で、こういうふうな措置も必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 基本的に赤字は持ち越さないという考え方でよろしいですか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今までの町の方針としてそういうふうに考えております。できるだけ赤字を持ち越したりということをしてしないで進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

**日程第22．議案第15号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第3号) について**

○議長（山内 剛） 日程第22、議案第15号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、後期高齢者医療特別会計につきまして、予算書のほうで説明をさせていただきます。表紙を開いていただきたいと思います。議案第15号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算につきましては、（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,244万6,000円とするものでございます。

それでは、6ページのほうをお願いいたします。

6ページの歳出でございます。主なところだけを説明させていただきます。2段目の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、今年度の額が確定しましたので、841万7,000円を計上いたしまして、1億8,451万5,000円とするものでございます。

次に5ページの歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料、こちらは実績に基づきまして、345万2,000円補正で、内訳としまして、現年度分が221万6,000円、滞納繰越が123万6,000円を補正する

ものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、496万5,000円を補正いたしまして、506万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第23. 議案第16号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（山内 剛） 日程第23、議案第16号平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、大刀洗診療所特別会計の予算書を見ていただきたいと思います。表紙をお開きいただきたいと思います。議案第16号平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、改築時の起債の償還金等の返済が27年度末で完了することで、この特別会計が必要なくなるため、この特別会計を整理するために補正をするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ950万6,000円とするものでございます。

それでは、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

6ページの歳出ですが、3款2項1目一般会計繰り出し金として、今現在の特別会計の残額646万3,000円を精算のために繰入金として補正計上をしております。

続いて、5ページの歳入ですが、1款1項1目繰越金ですが、昨年からの繰越金を全額646万3,000円を歳入へ補正計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第24. 議案第17号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山内 剛） 日程第24、議案第17号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、議案第17号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案について内容を御説明いたします。

お手元の議案書1ページ、1枚めくったところをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,452万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億1,427万4,000円とするものです。

それでは、歳出の7ページをごらんください。

まず、1款1項1目の農業集落排水費の13節委託料57万円の減額をしております。内容は、計画停電等がなかったために使用しなかったということで減額をいたしております。

次に、2款1項1目の公共下水道費の13節、これも計画停電等がなかったために委託料としての271万円を減額をしております。同じく14節使用料及び賃借料、これも計画停電等がございませんでしたので、発電機等のリース料で19万円を減額をしております。15節工事請負費38万円の減、これは入札減によりまして減額をいたしております。19節負担金・補助金及び交付金におきまして、これは、当初予定の金額よりも増額をしております。これは、人口というか、公共下水道流入量が増加したために、1立米当たりの負担金135円の分が約4,400立米ほど増額しましたので、58万8,000円を増額をしております。27節の公課費、これが一番大きかったんですけども、消費税を納める金額が少なくて済みましたので、1,360万円を減額をいたしております。

7ページの一番最後です。2款1項2目公共下水道費の13節です。この汚水処理構想策定業務委託料につきまして入札減が発生しましたので、189万円を減額をしております。それと、15節の工事請負費におきましては、合併浄化槽設置申請がございませんでしたので、100万そのまま減額をいたしております。

あと次に8ページをごらんください。2款1項3目流域下水道整備費でございまして、19節負担金・補助金及び交付金につきまして、筑後川中流右岸流域下水道事業建設負担金として、当初の事前通告と決定額に差がございましたので、この471万1,000円を減額をしております。

次に、6ページの歳入につきまして御説明いたします。

6ページの歳入で、主なところとしましては、4款1項1目の繰入金、一般会計からの繰入金として、公共下水道及び農集の分として3,668万1,000円を減額をしております。それと、6款1項1目の雑入として、これは615万8,000円の収入がっております。これは何か

と申しますと、平成26年の9月に落雷により西原の処理場の施設が壊れまして修理代がかかっております。この分がやっと1年がかりで保険金が出ましたので、雑入として計上しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第25. 議案第18号 平成28年度大刀洗町一般会計予算について

日程第26. 議案第19号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第27. 議案第20号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第28. 議案第21号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第29. 議案第22号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第25、議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第29、議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。それでは、日程第25、議案第18号から順次提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算から、議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、議案書の朗読により提案にかえさせていただきたいと思ひます。

なお、内容の説明につきましては、予算特別委員会が設置された後に、そちらのほうで説明させていただきます。それでは、一般会計からでございます。一般会計予算書つづりを出していただき、表紙のほうをお開きください。

議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算。

平成28年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億4,512万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円とすると定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日提出、大刀洗町長安丸国勝。

それでは、続きまして、特別会計の予算書のつづりのほうをお願いいたします。表紙のほうをお開きください。ピンクの表紙の国民健康保険からでございます。さらにもう一枚お開きください。

議案第19号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。

平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億2,391万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日提出、大刀洗町長安丸国勝。

次に、黄色の表紙のところをお開きください。後期高齢者医療保険でございます。黄色の表紙でございます。さらに1枚お開きください。

議案第20号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。

平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,952万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月3日提出、大刀洗町長安丸国勝。

次に、緑の表紙のところをお開きください。土地取得特別会計をお開きください。緑の表紙をさらに1枚お開きください。

議案第21号平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算。

平成28年度大刀洗町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,441万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月3日提出、大刀洗町長安丸国勝。

最後に水色の表紙のところをお開きください。下水道事業の特別会計でございます。その表紙をさらに1枚お開きください。

議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算。

平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,349万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日提出、大刀洗町長安丸国勝。

以上で、一般会計予算及び特別会計予算についての提案をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(山内 剛) お諮りいたします。日程第25、議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第29、議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員(12名)の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第29、議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員（12名）の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月8日火曜日、本会議散会後に協議会室で開会します。

○議長（山内 剛） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時02分
